

第82回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2023年6月27日（火曜日）
午前10時（午前9時30分受付開始）

場所

東京都渋谷区笹塚一丁目47番1号
メルクマール京王笹塚6階
当本社事務所会議室
(末尾「株主総会会場ご案内図」をご参照ください)

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 当社の取締役等に対する業績連動型
株式報酬等の額及び内容決定の件

日本電波工業株式会社

証券コード 6779



「スマート行使[®]」対応

議決権行使が簡単に！

スマートフォンからQRコード[®]を読み取ることで、議決権を簡単にご行使いただけます。

証券コード：6779
2023年6月9日
(電子提供措置の開始日2023年6月5日)

株 主 各 位

東京都渋谷区笹塚一丁目47番1号
日本電波工業株式会社
代表取締役会長 竹内 敏晃

第82回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第82回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.ndk.com/jp/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

・東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2023年6月26日（月曜日）午後5時20分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 2023年6月27日（火曜日）午前10時（午前9時30分受付開始） |
| 2. 場 所 | 東京都渋谷区笹塚一丁目47番1号 メルクマール京王笹塚6階
当本社事務所会議室（末尾「株主総会会場ご案内図」をご参照ください） |

3. 目的事項

- 報告事項 (1) 第82期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第82期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 当社の取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) 書面により議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年6月26日(月曜日)午後5時20分までに到着するようにご返送ください。また、議決権行使書において議案の賛否の記載がない場合は、「賛」と表示があったものとみなして取扱うものといたします。
- (2) インターネット等により議決権を行使される場合は、後述「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧の上、2023年6月26日(月曜日)午後5時20分までに行役しててください。
- (3) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。 以上

1. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにご修正内容を掲載させていただきます。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出いただきますようお願い申し上げます。
3. 書面交付請求された株主様へご送付している書類には、法令及び当社定款第19条に基づき、①連結計算書類の連結注記表及び②計算書類の個別注記表は記載していませんが、当該書面は監査報告を作成する際に、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
4. 株主様でない代理人及びご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意ください。 以上
5. **お土産の配布は昨年に引き続き取り止めとさせていただきます。**
6. 会場内での飲食及び喫煙、写真撮影・録画・録音については禁止させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つのいずれかの方法により行使いただくことができます。なお、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

書面（郵送）により議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2023年6月26日（月曜日）午後5時20分到着分まで

インターネット等により議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2023年6月26日（月曜日）午後5時20分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。
- ④ 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、又はパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2023年6月27日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

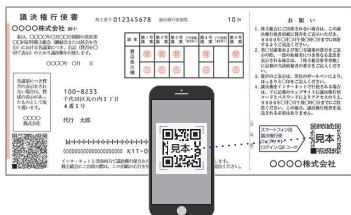
場所 東京都渋谷区笹塚一丁目47番1号 メルクマール京王笹塚6階
当本社事務所会議室
（末尾「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 「議決権行使へ」ボタンを押下して「スマート行使」画面が開いた後、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



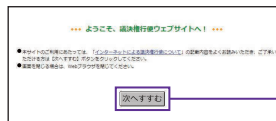
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

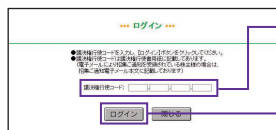
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

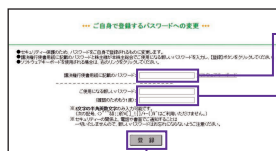
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分については、以下のとおりといたしたく存じます。

[期末配当に関する事項]

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の経営環境等を勘案して、以下のとおりといたしたく存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき10円
総額231,280,130円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月28日（水）

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

- ①感染症や自然災害を含む大規模災害や、社会全体のデジタル化の進展等を念頭に、場所の定めのない株主総会（所謂バーチャルオンリー株主総会）を開催することが選択できるようになることが株主の皆様の利益に資すると考え、現行定款第14条に第2項を追加するものであります。
- ②当社の経営体制に合わせて機動的な取締役会の運営を図るため、取締役会の招集権者及び議長について定める現行定款第23条に所定の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第5条 <省略>	第1条～第5条 <現行どおり>
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第13条 <省略>	第6条～第13条 <現行どおり>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第14条 (招集) 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。	第14条 (招集) 1. 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。 <u>2. 当会社は、感染症拡大または天災地変の発生により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>
第15条～第19条 <省略>	第15条～第19条 <現行どおり>
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
第20条～第22条 <省略>	第20条～第22条 <現行どおり>
第23条 (取締役会の招集権者及び議長) 取締役会は、その決議によってあらかじめ定める代表取締役が招集し、その議長となる。その代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。	第23条 (取締役会の招集権者及び議長) 取締役会は、その決議によってあらかじめ定める取締役が招集し、その議長となる。その取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。
第24条～第48条 <省略>	第24条～第48条 <現行どおり>

第3号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって取締役8名全員が任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役3名を含む取締役9名の選任をお願いいたく存じます。

取締役候補者は以下のとおりです。なお、当該候補者の選定は、独立社外取締役を委員長とし、独立社外取締役2名、社内取締役1名で構成される独立諮問委員会の答申を踏まえております。

【参考】候補者一覧

候補者番号		氏名	現在の地位	出席回数／取締役会
1	再任	男性 竹内 敏晃 (たけうち としあき)	代表取締役会長	15回／17回
2	再任	男性 加藤 啓美 (かとう ひろみ)	代表取締役 執行役員社長	17回／17回
3	再任	男性 上木 健一 (うえき けんいち)	取締役 常務執行役員	17回／17回
4	再任	男性 及川 英之 (おいかわ ひでゆき)	取締役 常務執行役員	17回／17回
5	再任	男性 菅原 賢一 (すがわら けんいち)	取締役 常務執行役員	17回／17回
6	再任	男性 竹内 謙 (たけうち ゆずる)	取締役 常務執行役員	17回／17回
7	再任 社外	男性 諏訪 頼久 (すわ よりひさ)	取締役	17回／17回
8	新任 社外	男性 安楽 恒樹 (あんらく こうき)	監査役	17回／17回
9	新任 社外	女性 筧 悦子 (かけひ えつこ)	データライブ(株) 顧問	—



再任

所有する当社の株式数
623,086株

候補者
番号

1

たけうち

竹内

としあき

敏晃

(1943年4月1日生)

男性

略歴、当社における地位及び担当

1965年4月	日本アイ・ビー・エム(株)入社	2005年4月	当社代表取締役会長
1974年5月	当社取締役	2014年11月	当社代表取締役会長兼社長
1977年6月	当社取締役副社長		当社執行役員社長
1988年6月	当社代表取締役副社長	2019年4月	当社代表取締役会長 (現任)
1991年7月	当社代表取締役社長		

■ 取締役候補者とした理由

竹内敏晃氏は、当社の経営活動に長年携わり、水晶デバイス業界の市場動向及び製品技術並びに経営政策に幅広く精通していることから、当社の取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。



再任

所有する当社の株式数
26,100株

候補者
番号

2

かとう

加藤

ひろみ

啓美

(1952年7月6日生)

男性

略歴、当社における地位及び担当

1976年4月	当社入社	2009年10月	当社取締役管理本部長
1981年6月	ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD. 取締役社長	2011年6月	当社常務取締役管理本部長
1986年9月	NDK QUARTZ (M) SDN. BHD. 取締役社長	2014年11月	当社取締役執行役員副社長
2001年4月	当社経営企画室長		管理本部長
2001年6月	当社取締役経営企画室長	2019年4月	当社代表取締役執行役員社長
2003年6月	当社取締役総務・人事本部長		(現任)

■ 取締役候補者とした理由

加藤啓美氏は、当社の経営活動に長年携わり、水晶デバイス業界の市場動向及び海外事情並びに経営政策に幅広く精通していることから、当社の取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。



再任

所有する当社の株式数
4,300株

候補者
番号

3

うえき けんいち
上木 健一

(1966年8月30日生)

男性

略歴、当社における地位及び担当

1989年4月	当社入社	2018年7月	当社技術本部 振動子技術統括部長
1995年2月	NDK QUARTZ (M) SDN. BHD. 出向		第一技術部長
2005年4月	ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD. 出向	2019年4月	当社執行役員 技術本部長 振動子技術統括部長
2006年6月	ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD. 取締役	2021年6月	当社取締役常務執行役員 技術本部長
2012年4月	当社技術統括本部 第一技術統括部 第一技術部長	2023年4月	当社取締役常務執行役員 技術本部長 (現任)
2018年4月	当社技術本部 振動子技術統括部副統括部長 第一技術部長		

■ 取締役候補者とした理由

上木健一氏は、当社の技術開発に長年携わり、当社の海外子会社の取締役を務めるなど、水晶デバイス業界の市場動向、技術動向及び海外事情に幅広く精通していることから、当社の取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。



再任

所有する当社の株式数
5,400株

候補者
番号

4

おいかわ ひでゆき
及川 英之

(1970年5月4日生)

男性

略歴、当社における地位及び担当

1995年1月	当社入社	2019年7月	NDK EUROPE LTD. 取締役 (現任)
2007年1月	NDK EUROPE LTD. フィンランド支店 出向	2020年4月	当社執行役員 営業サービス本部長
2016年7月	当社営業サービス本部 民生機器事業部 第五営業部副部長	2021年6月	当社取締役常務執行役員 営業サービス本部長 (現任)
2017年4月	NDK EUROPE LTD. 取締役社長	2022年10月	NDK HOLDINGS USA, INC. 取締役 (現任) NDK AMERICA, INC. 取締役 (現任)
2019年4月	当社執行役員 営業サービス本部副本部長		

■ 取締役候補者とした理由

及川英之氏は、当社の営業活動に長年携わり、当社の海外子会社の取締役社長を務めるなど、水晶デバイス業界の市場動向及び海外事情並びに販社経営に幅広く精通していることから、当社の取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。



再任

所有する当社の株式数
3,400株

候補者
番号

5

すがわら
菅原

けんいち
賢一

(1968年5月15日生)

男性

略歴、当社における地位及び担当

1989年4月	当社入社	2020年3月	ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD. 取締役 NDK QUARTZ (M) SDN. BHD. 取締役
2009年11月	ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD. 出向	2020年4月	当社生産本部長 第四製造部長 古川エヌ・デー・ケー(株)取締役(現任)
2017年4月	当社生産本部 第三製造統括部長 第六製造部長	2020年7月	当社執行役員 生産本部長 第四製造部長
2018年4月	当社生産本部 第三製造統括部長 第六製造部長	2021年4月	当社執行役員 生産本部長 ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD. 取締役社長(現任) NDK QUARTZ (M) SDN. BHD. 取締役社長(現任)
2019年4月	当社生産本部 狭山製造統括部長 第六製造部長	2021年6月	当社取締役常務執行役員 生産本部長(現任)
2019年6月	当社生産本部 狭山製造統括部長		
2019年11月	当社生産本部 狭山製造統括部長 第四製造部長		
2020年1月	当社生産本部副本部長 狭山製造統括部長 第四製造部長		

重要な兼職の状況

ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD. 取締役社長
NDK QUARTZ (M) SDN. BHD. 取締役社長

■ 取締役候補者とした理由

菅原賢一氏は、当社の生産活動に長年携わり、当社の海外子会社の取締役を務めるなど、水晶デバイス業界の生産業務及び海外事情に幅広く精通していることから、当社の取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。



再任

所有する当社の株式数
70,546株

候補者
番号

6

たけうち
竹内

ゆずる
謙 (1981年6月2日生)

男性

略歴、当社における地位及び担当

2006年4月	(株)リクルート入社	2020年4月	当社営業サービス本部副本部長 営業企画部長
2012年3月	当社入社	2020年7月	当社執行役員 営業サービス本部副本部長 営業企画部長
2013年11月	NDK AMERICA, INC. 出向	2021年6月	当社取締役常務執行役員 管理本部長(現任)
2018年7月	当社営業サービス本部 室副室長		
2019年4月	当社営業サービス本部 部長		

■ 取締役候補者とした理由

竹内謙氏は、当社で生産管理業務、海外営業・チップセット営業を経て営業企画部長を務めるなど、水晶デバイス業界の生産業務、市場動向及び海外事情に精通していること、また当社の中長期経営戦略の策定に主導的な役割を果たしていることから、当社の取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。



再任 社外

所有する当社の株式数
7,500株

候補者
番号

7

すわ
諏訪 頼久

(1947年12月11日生)

男性

略歴、当社における地位及び担当

1970年4月	日本無線(株)入社	2011年6月	同社代表取締役会長 日清紡ホールディングス(株)取締役 副社長
2002年4月	同社海上機器事業部長	2012年6月	日本無線(株)相談役
2004年6月	同社取締役 海上機器・特機事業(技術)担当	2015年6月	当社監査役
2005年6月	同社代表取締役社長	2019年6月	当社取締役(現任)

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

諏訪頼久氏は、電子機器業界に長年携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を備え、当社の独立諮問委員会の委員として、取締役・執行役員を選任・報酬案件に適宜関与・助言を行っていることから、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。



新任 社外

所有する当社の株式数
900株

候補者
番号

8

あん らく
安楽

こう き
恒樹

(1956年10月10日生)

男性

略歴、当社における地位及び担当

1980年 4月	東京国税局 入局	2016年 7月	東京国税局 課税第二部長
2005年 7月	名古屋国税局 豊橋税務署 副署長	2017年 9月	安楽恒樹税理士事務所 開業 (公財)日本財団ボランティアセン ター 監事 (現任)
2007年 7月	国税庁 長官官房 税務相談官	2018年 2月	(公財)日本財団パラスポーツサポ ートセンター 監事 (現任)
2009年 7月	東京国税局 調査第一部 特別国税 調査官	2019年12月	(一社)東京法人会連合会 監事 (現任)
2012年 7月	関東信越国税局 新発田税務署長	2020年 7月	当社社外監査役(現任)
2013年 7月	東京国税局 課税第二部 法人課税 課長		

重要な兼職の状況

安楽恒樹税理士事務所

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

安楽恒樹氏は、税理士としての専門的な知見と税務に関する豊富な経験を有していることから、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。



新任 社外

所有する当社の株式数
0株

候補者
番号

9

かけひ
筧

えつ こ
悦子

(1957年2月5日生)

女性

略歴

1982年 6月	日本アイ・ビー・エム(株)入社	2013年 4月	日本アイ・ビー・エム(株)CIOサ ービスJapan担当理事
2002年 1月	同社 サービス事業部プロセス& IT企画担当部長	2018年 3月	データライブ(株) 顧問 (現任)
2010年12月	日本アイ・ビー・エム・スタッ フ・オペレーションズ(株)取締役	2018年12月	(株)アビスト社外取締役

重要な兼職の状況

データライブ(株) 顧問

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

筧悦子氏は、IT業界に長年在籍し、IT・DXに関する豊富な経験と幅広い見識を備えておられることから、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

- (注) 1. 竹内敏晃氏、加藤啓美氏、上木健一氏、及川英之氏、菅原賢一氏、竹内謙氏、諏訪頼久氏、安樂恒樹氏及び笥悦子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 諏訪頼久氏、安樂恒樹氏及び笥悦子氏は、社外取締役候補者です。
3. 諏訪頼久氏の社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって4年になります。なお、同氏は、2015年6月から2019年6月までの間、当社の社外監査役でした。
4. 安樂恒樹氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年11カ月となります。なお、本議案が原案通り承認された場合、同氏は本総会終結の時をもって、社外監査役を辞任する予定です。
5. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、諏訪頼久氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任限度額は、700万円又は法令が規定する額のいずれか高い額となります。本議案が原案どおり承認された場合、当該契約は継続する予定です。
6. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、安樂恒樹氏との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく責任限度額は、700万円又は法令が規定する額のいずれか高い額となります。本議案が原案通り承認された場合、当社は、同氏と会社法第427条第1項の規定による同法第423条第1項の損害賠償責任を700万円または法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定です。
7. 本議案が原案通り承認された場合、当社は、笥悦子氏と会社法第427条第1項の規定による同法第423条第1項の損害賠償責任を700万円または法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定です。
8. 当社は、取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定です。当該保険契約の内容の概要については「事業報告」に記載のとおりとなります。各候補者が再任または選任された場合には各氏は当該契約の被保険者となります。
9. 当社は、諏訪頼久氏及び安樂恒樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が原案どおり承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、笥悦子氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、本議案が原案どおり承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として新たに届け出る予定です。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役の安樂恒樹氏は、本総会終結の時をもって辞任する予定です。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたく存じます。

監査役候補者は以下のとおりです。なお、監査役候補者である吉田美菜子氏は、監査役の安樂恒樹氏に代わって監査役に選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、監査役の安樂恒樹氏の任期の満了した時までとなります。また、本議案の提出に関しましては、あらかじめ当社監査役会の同意を得ております。



よしだ みなこ
吉田美菜子 (1966年11月4日生) **女性**

略歴

1989年 4月	日産自動車(株)入社	2011年 5月	隼あすか法律事務所入所
2004年10月	日本 弁護士登録 (2006年登録抹消、2010年再登録)	2011年12月	米国カリフォルニア州 弁護士登録
2004年10月	あすか協和法律事務所入所	2018年11月	マイル法律事務所入所 (現任)

新任 **社外**

所有する当社の株式数
0株

重要な兼職の状況

マイル法律事務所パートナー

■ 社外監査役候補者とした理由及び職務を適切に遂行できると判断した理由

吉田美菜子氏を監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門的な知見と法務、国際取引に関する豊富な経験を有しているためであります。同氏は過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

- (注) 1. 吉田美菜子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 吉田美菜子氏は、社外監査役候補者です。
3. 本議案が原案通り承認された場合、当社は、吉田美菜子氏と会社法第427条第1項の規定による同法第423条第1項の損害賠償責任を700万円又は法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定です。
4. 当社は、監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該契約を継続し更新する予定です。当該保険契約の内容の概要については「事業報告」に記載のとおりとなります。本議案が原案通り承認された場合には吉田美菜子氏は当該契約の被保険者となります。
5. 吉田美菜子氏は、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、本議案が原案どおり承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として新たに届け出る予定です。

第5号議案 当社の取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬等を相当とする理由

本議案は、当社の取締役（業務を執行しない取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）及び執行役員（国内非居住者を除く。）（以下、併せて「取締役等」といいます。）を対象とした新たな業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、当社取締役会に一存いただきたく存じます。

本制度の導入は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットを享受するのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的としております。かかる目的に照らし、当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針とも合致しており、導入は相当であると考えております。

本議案は、2005年6月29日開催の第64回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬等の額（年額600百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分は含まない。）とは別枠で、取締役等に対して株式報酬を支給するものであります。

本制度の対象となる取締役の員数は、第3号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されまると、5名となります。また、執行役員を含めた対象となる取締役等の員数は9名となります。

2. 本制度における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、取締役等の報酬として、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といい、本信託の設定のため、株式会社りそな銀行と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。）が当社株式を取得し、当社取締役会で定める株式給付規程（以下、「株式給付規程」といいます。）に基づいて、取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を、本信託を通じて、取締役等に給付する株式報酬制度です。

なお、取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時とします（詳細については下記（8）のとおりとします。）。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役等とします。

(3) 本制度の対象期間

本制度の対象期間は、原則として当社の掲げる中期経営計画に対応する3事業年度毎の期間（以下、「対象期間」といいます。）とします。ただし、当初の対象期間は、現中期経営計画の残存期間が2024年3月末日で終了する事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までであることから、かかる2事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）とします。

(4) 信託期間

2023年8月（予定）から本信託が終了するまでとします。（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものいたします。）

なお、本制度は、当社株式の上場廃止、株式給付規程の廃止等により終了するものとします。

(5) 本信託に株式取得資金として拠出する信託金の上限

本総会で、本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、当初対象期間に対応する本制度に基づく取締役等への当社株式等の給付を行うための当社株式の取得資金として、1事業年度あたり63百万円（うち、取締役分として46百万円）に対象期間に含まれる事業年度の数に乗じた金額（当初対象期間である2事業年度については126百万円（うち、取締役分として92百万円）。）を上限とする金員を拠出いたします（注）。

なお、当社は、当初対象期間中、当初の拠出金額を含む拠出金額の合計が上述の金額となる範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、対象期間ごとに、1事業年度あたり63百万円（うち、取締役分として46百万円）に対象期間に含まれる事業年度の数に乗じた金額（対象期間である3事業年度については189百万円（うち、取締役分として138百万円）。）を上限として追加拠出を行うこととします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（当該対象期間の前までの各対象期間（当初対象期間を含む）において取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付未了のものを除きます。）及び金銭（以下、併せて「残存株式等」といいます。）があるときは、当該残存株式等の額と追加拠出される信託金の合計額は、上述の金額の範囲内とします。

（注）当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合せた金額となります。

(6) 取締役等に付与する当社株式の算定方法及び上限

当社は、取締役等に対し、各対象期間中、株式給付規程に基づき役位及び業績達成度に応じて算出されたポイントを付与します。当初対象期間に付与するポイント数の合計は、1事

業年度あたり34,500ポイント（うち、取締役分として25,500ポイント）に対象期間に含まれる事業年度の数に乗じたポイント数（当初対象期間である2事業年度については69,000ポイント（うち、取締役分として51,000ポイント。））を上限とします。

また、当初対象期間経過後の各対象期間につきましては、1事業年度のポイント上限に対象期間に含まれる事業年度の数に乗じた株数（対象期間である3事業年度については103,500株（うち、取締役分として76,500株。））を上限とします。

なお、付与されたポイントは、取締役等に対する株式給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株に換算されます（1ポイント未満の端数は切り捨てることとします。）。

ただし、本総会において本制度をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、当社は、その比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式の換算比率について合理的な調整を行います。

(7) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株数の上限

本信託による当社株式の取得は、上記(5)の本信託へ拠出する金銭の額の上限及び(6)の取締役等に付与する株式（ポイント）の数の上限の範囲以内で、株式市場または当社の自己株式処分を引き受ける方法を通じて行います。取得方法の詳細については、本総会后に改めて当社にて決定し、開示いたします。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、69,000株（うち、取締役分として51,000株）を上限として取得するものとします。また、当初対象期間経過後の各対象期間につきましては、103,500株（うち、取締役分として76,500株）を上限として取得するものとします。

(8) 取締役等に対する当社株式等の給付

原則として、取締役等が退任等し、株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合には、株式給付規程に定める受益者確定手続きを行うことにより、それまでに付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

ただし、そのうち一定割合については、納税資金確保の観点から、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。また、取締役等が死亡又は海外赴任等により国内非居住者となることが決定した等の場合には、全てを当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち、上記(8)により取締役等に給付される前の当社株式）に係る議決権については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、一律不行使とします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、当社株式の取得資金や本信託に係る信託報酬等に充当されます。

(11) 信託期間終了時の取扱い

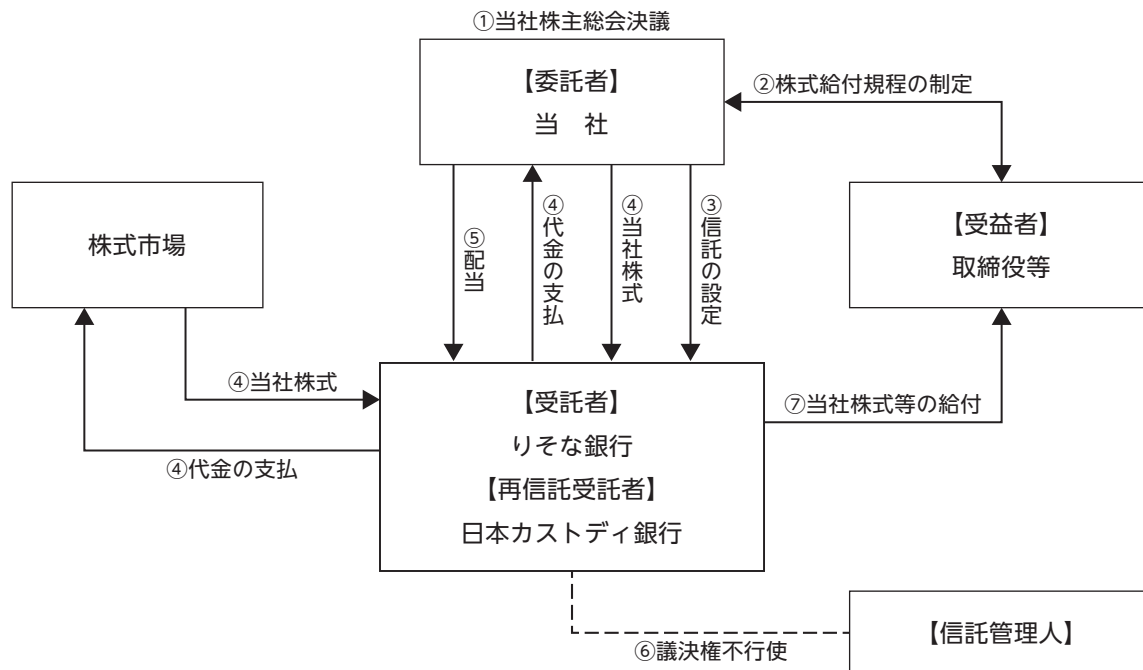
本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。また、本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する取締役等に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、または、取締役等と利害関係のない公益法人に寄付することを予定しています。

(12) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、本信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

以 上

<ご参考：本制度の仕組み>



- ① 当社は、本総会において、本制度の導入に係る取締役等の報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会において、本制度に基づく当社株式等の給付に係る株式給付規程を制定します。
- ③ 当社は、上記①の本総会で承認を受けた範囲内で金銭を拠出し、本制度の対象者を受益者候補とする信託（本信託）を設定します。なお、上記①の本総会で承認を受けた範囲内で金銭を追加拠出することができるものとします。
- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として、当社株式を当社（自己株式の処分）または株式市場から取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、ほかの当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式に係る議決権については、経営への中立性を確保するため信託期間を通じて一律に行使しないものとします。
- ⑦ 取締役等に対しては、信託期間中、上記②の株式給付規程に基づき、役位及び業績達成度に応じて、ポイントが付与され、退任時等の株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした対象者に対して、付与された累積ポイントに応じた数の当社株式等を給付します。

スキル・マトリクス

当社の経営理念である「社会のニーズを先取りし、質の高いサービスをお客様に提供する。」「仕事を通じて、人格の高揚をはかる。」にあるとおり、当社の創業者には「製品はその人の人格の反映である」という強い信念があり、当社の役職員には製品・サービスにおいて「品質第一」を追究することを求めています。

それを踏まえた、当社取締役候補者のスキル・マトリクスは次のとおりです。

スキル	竹内 敏晃	加藤 啓美	上木 健一	及川 英之	菅原 賢一	竹内 謙	諏訪 頼久	安樂 恒樹	寛 悦子
企業経営・戦略	○	○					○		
グローバル	○	○	○	○	○	○			○
マーケティング・営業	○			○		○			
R&D・技術	○		○				○		
生産		○			○		○		
財務会計	○	○					○	○	
投資・M&A・リスク管理		○							
人事・労務・人材開発		○							○
情報通信・DX						○			○
ESG・サステナビリティ						○	○	○	
法務・コンプライアンス		○						○	

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、エネルギーや食料などの価格高騰により世界的にインフレが進行しました。これに対処するため欧米では利上げを進めた結果、インフレ率は鈍化傾向を示したものの、依然として高い水準で推移しました。そのような状況下、2023年3月には米国の地銀が破綻する等、欧米の金融システム不安への懸念も高まりました。

当社の主力事業領域である自動車市場では、世界的な半導体不足が長期化し、生産台数回復の足枷となりました。また、中国においても新型コロナウイルスの封じ込めを狙う「ゼロコロナ」政策の影響で、車載やスマートフォン向けの販売に影響が生じましたが、2022年12月に「ゼロコロナ」政策は解除されました。

このような状況下、当社売上高の約半分を占める車載向けでは、Tier 1 メーカー(完成車メーカーに部品を供給するメーカー)からの強い需要により、売上高は為替変動による影響を含め前期比2割強増加いたしました。売上高の2割弱を占める移動体通信向けは、売上数量が前期比減少したものの、円安効果により売上高は前期比増加いたしました。売上数量の減少は、中華系スマホメーカー向けの販売が減少したためであります。一方、ハイエンドスマホ向けは76.8MHzサーミスタ内蔵水晶振動子や超小型水晶振動子の販売が伸びました。売上高の1割弱を占める産業機器向けは、データセンター向けで水晶発振器の売上高が前期比増加いたしました。この他、パソコン向けの売上高が前期比減少したものの、IoTやFA関連向けの売上高が前期比増加いたしました。

その結果、当期の売上高は、為替の影響(前期比約44億円の増収)を含め、52,508百万円(前期比15.6%増)となりました。

利益につきましては、DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進させるための費用が新たに発生した他、人件費や電力費の上昇による減益要因はありましたが、販売増や円安に伴う増収効果がありました。

その結果、当連結会計年度の営業利益は8,327百万円(前期比60.7%増)、税引前当期利益は7,450百万円(前期比51.4%増)、当期利益は6,123百万円(前期比12.2%増)となりました。なお、2021年12月に発生した豪雨により浸水したマレーシアにある連結子会社において当連結会計年度に保険金を受領したため、約15億円を受取保険金としてその他営業収益に計上した他、この災害に伴う損失費用として約4億円をその他の営業費用に計上いたしました。

当連結会計年度の対米ドル平均為替レートは134.95円(前年は112.86円)となります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は39億6千5百万円（内、使用権資産9億6百万円）であり、その主なものは国内外の製造拠点における省力化及び合理化設備、需要の増加が見込まれる製品の増産設備、将来の成長が期待される新製品及び新技術の研究開発設備への投資であります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度において、新たに中国工商銀行より人民元建て40百万元の借り入れを行っております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

企業集団の状況は次のとおりです。

区 分	第 79 期 (2019年度)	第 80 期 (2020年度)	第 81 期 (2021年度)	第 82 期 (2022年度)
売 上 高 (百万円)	39,468	39,195	45,408	52,508
当期利益又は当期損失 (△) (百万円)	△8,709	1,976	5,455	6,123
基本的1株当たり当期利益又は当期損失 (△) (円)	△443.79	100.70	278.01	266.16
資 産 合 計 (百万円)	54,547	63,054	61,220	64,162
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	5,349	13,552	20,037	23,998
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	272.59	690.58	1,021.08	1,037.66

(注) 国際会計基準により連結計算書類を作成しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
古川エヌ・デー・ケー株式会社	50,000千円	100.0	当社製品の製造
ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD.	62,188千M\$	100.0	当社製品の製造及び販売
NDK QUARTZ (M) SDN. BHD.	30,000千M\$	73.3 (100.0)	当社製品の製造
函館エヌ・デー・ケー株式会社	50,000千円	100.0	当社製品の製造
蘇州日電波電子工業有限公司	20,000千US\$	100.0	当社製品の製造及び販売
NDK AMERICA, INC.	100千US\$	— (100.0)	当社製品の販売
NDK EUROPE LTD.	275千STG£	99.9 (100.0)	当社製品の販売
NDK ELECTRONICS (HK) LIMITED	3,000千HK\$	100.0	当社製品の販売
NDK-ELECTRONICS SHANGHAI CO., LTD.	200千US\$	100.0	当社製品の販売
NDK CRYSTAL ASIA PTE. LTD.	404千S\$	— (100.0)	当社製品の販売

(注) 1 当社の出資比率欄の()内は、間接所有を含めた割合であります。

2 新潟エヌ・デー・ケー株式会社は2021年9月30日をもって事業を停止し、2022年9月19日をもって解散し、2022年12月21日をもって清算が終了しております。

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、2022年3月に2022年度(2023年3月期)から2024年度(2025年3月期)までの中期経営計画、及び2030年に向けた経営目標を明確にすべくVision2030を公表いたしました。中期経営計画では、次世代通信規格「5G」需要の本格化や、自動車1台に搭載されるADAS(先進運転支援システム)機器の増加といった、当社が強みとする高精度・高信頼の水晶デバイスの需要増に対応します。また、中期経営計画ではVision2030の実現に向けた中長期の企業価値の向上と持続的な成長への準備を進めております。

① 中期経営計画(最重要施策)

- ・ 車載及び5G関連事業向け売上高の拡大及び高収益体質の維持・強化
- ・ 成長戦略実現に向けた積極的な投資戦略
- ・ 資本効率性向上及び財務体質健全化に向けた財務戦略

また、中期経営計画では、計画最終年度となる2025年3月期に売上高580億円、営業利益率11%、ROIC10%、自己資本比率40%を目標として掲げました。

② Vision2030

Vision2030では、当グループのビジョンを「周波数でデジタル社会の未来を創る」と定め、今後も精度の高い安定した周波数を生み出すデバイスを提供する会社であり続けることを明確にいたしました。また、「社会価値」「経済価値」「人材価値」という3つの価値をバランス良く追求することを掲げました。「社会価値」では2050年カーボンニュートラルに向けた取り組みを進めると同時に「経済価値」として掲げた2030年の数値目標(売上高1,000億円、営業利益率20%)を目指します。また、「社会価値」と「経済価値」の実現には、人材の育成が不可欠であることから「人材価値」を追求してまいります。

(7) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

企業集団は下記製品の製造及び販売を主たる事業内容としております。

品 目	主 要 製 品 名
水晶振動子	産業用水晶振動子 (移動体通信用、固定通信用、計測器用等) 民生用水晶振動子 (コンピュータ用、自動車用、マイコン制御用、映像・音響用等)
水 晶 機 器	水晶発振器、信号発生器、周波数シンセサイザ
そ の 他	超音波探触子、人工水晶、光学用デバイス、QCMセンサ

(8) 主要な営業所及び工場 (2023年3月31日現在)

① 当社

日本電波工業株式会社 (本社：東京都渋谷区)	営業拠点	本社事務所 (東京都渋谷区) 関西営業所 (大阪府大阪市) 中部営業所 (愛知県岡崎市)
	生産拠点	狭山事業所 (埼玉県狭山市)
	開発拠点	狭山事業所 (埼玉県狭山市) 千歳テクニカルセンター (北海道千歳市)

② 子会社

海外 営業拠点	NDK AMERICA, INC. (アメリカ・イリノイ州) NDK EUROPE LTD. (イギリス・ロンドン) NDK CRYSTAL ASIA PTE. LTD. (シンガポール) NDK ELECTRONICS (HK) LIMITED (中国・香港、台湾・台北) NDK-ELECTRONICS SHANGHAI CO., LTD. (中国・上海、中国・深圳) 蘇州日電波電子工業有限公司 営業部 (中国・蘇州) ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD. SALES DEPT. (マレーシア・セランゴール州)
国内 生産拠点	古川エヌ・デー・ケー株式会社 (宮城県大崎市) 函館エヌ・デー・ケー株式会社 (北海道函館市)
海外 生産拠点	ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD. (マレーシア・セランゴール州) NDK QUARTZ (M) SDN. BHD. (マレーシア・セランゴール州) 蘇州日電波電子工業有限公司 (中国・蘇州)

(注) 新潟エヌ・デー・ケー株式会社は2021年9月30日をもって事業を停止し、2022年9月19日をもって解散し、2022年12月21日をもって清算が終了しております。

(9) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,417名	39名

(注) 使用人数は就業人員であり、受入出向者を含み、出向者・臨時従業員を含みません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
674名	12名	43.0歳	16.9年

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、受入出向者を含み、出向者・臨時従業員を含みません。
2. 平均年齢・平均勤続年数には出向者・臨時従業員を含みません。

(10) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

企業集団の主な借入先は次のとおりであります。

借入先	借入金残高 (百万円)
株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行 シンジケートローン	24,538
中国工商銀行	776

(注) 1. 株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行シンジケートローンは、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行を主幹事とする複数の金融機関からの借入によるものです。
2. 中国工商銀行からの借入は人民元建てで、残高の40百万円を当社期末レートにて換算した額です。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 50,000,000株
 ② 発行済株式の総数 23,128,605株
 (自己株式592株を含む)
 ③ 株主数 13,413名
 ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3,599	15.56
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	882	3.81
S I X S I S L T D.	750	3.24
株式会社りそな銀行	667	2.88
竹 内 敏 晃	623	2.69
株式会社埼玉りそな銀行	610	2.63
竹 内 寛	428	1.85
株式会社三菱UFJ銀行	318	1.37
東京海上日動火災保険株式会社	315	1.36
丸三証券株式会社	230	0.99

(注) 1. 持株比率は、発行済株式総数から自己株式の数を控除して算出しております。

2. 2022年7月19日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者4社が2022年7月11日現在で、以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2023年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができません。なお、その変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する 所有株式数の 割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	318	1.38
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	506	2.19
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	166	0.72
auカブコム証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目3番2号	61	0.26
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	128	0.55

3. 2023年2月7日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、野村證券株式会社及びその共同保有者2社が2023年1月31日現在で、以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2023年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができません。なお、その変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する 所有株式数の 割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	128	0.55
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	9	0.04
野村アセットマネジメント株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	710	3.07

4. 2023年3月6日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者2社が2023年2月28日現在で、以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2023年3月31日時点における実質所有株式数の確認ができません。なお、その変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する 所有株式数 の割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	172	0.74
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	1,611	6.97
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	334	1.45

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2023年3月31日現在)
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

氏 名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
竹 内 敏 晃	代表取締役会長	
加 藤 啓 美	代表取締役 執行役員社長	
上 木 健 一	取締役 常務執行役員	技術本部長 振動子技術統括部長
及 川 英 之	取締役 常務執行役員	営業サービス本部長
菅 原 賢 一	取締役 常務執行役員	生産本部長 ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD. 取締役社長 NDK QUARTZ (M) SDN. BHD. 取締役社長
竹 内 謙	取締役 常務執行役員	管理本部長
立 光 武 彦	取締 役	
諏 訪 頼 久	取締 役	
坂 入 夏 彦	常 勤 監 査 役	
吉 利 誠	監 査 役	
安 樂 恒 樹	監 査 役	安樂恒樹税理士事務所

- (注) 1. 取締役立光武彦氏及び取締役諏訪頼久氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役吉利誠氏及び監査役安樂恒樹氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役吉利誠氏は、通信業界に長年在籍し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を備えており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役安樂恒樹氏は、税理士としての長年の経験を通して税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 取締役立光武彦氏、取締役諏訪頼久氏、監査役吉利誠氏及び監査役安樂恒樹氏は、子会社、大株主及び主要な取引先の出身者等でないことから独立性が高く、当社は4氏とも東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
 6. 取締役土屋英傑氏は、2022年5月26日付で取締役を退任しました。

7. 取締役を兼職しない執行役員の2023年3月31日現在の状況は、次のとおりであります。

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
久保田 浩 治	執行役員	品質保証本部長
藤 原 信 光	執行役員	蘇州日電波電子工業有限公司 董事長
青 山 通 郎	執行役員	財務担当
若 松 俊 一	執行役員	技術本部副本部長 発振器技術統括部長
増 川 玉 彦	執行役員	生産本部副本部長

8. 当事業年度終了後、次のとおり担当を変更しております（2023年4月1日付）。

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
上 木 健 一	取締役 常務執行役員	技術本部長
若 松 俊 一	執行役員	技術本部副本部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役及び各社外監査役との間でそれぞれ同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、700万円又は法令が規定する額のいずれか高い額となります。

③ 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結し、当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されません。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役及び執行役員、並びに国内子会社の取締役、監査役であり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額

イ. 役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2005年6月29日開催の第64回定時株主総会において年額600百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名であります。

監査役の金銭報酬の額は、1991年6月27日開催の第50回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は3名であります。

ロ. 取締役の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、2021年3月26日開催の取締役会において、取締役報酬決定に関する基本方針を次のとおり決議しております。なお、この基本方針は独立社外取締役を主要な構成員とする独立諮問委員会の諮問を経ております。また、この基本方針は、社外役員の意見を踏まえ2019年4月18日に定められた内規を基本的に踏襲するものでありますが、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等も、かかる内規に基づき支給されているため、その内容はこの基本方針に沿うものであると取締役会では判断しております。

(取締役報酬決定に関する基本方針)

a. 基本方針

取締役の報酬等は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう業績と連動した報酬体系とし、個々の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、代表取締役、執行役員を兼任する取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬により構成され、社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬のみから構成される。

b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、属性、役位、職責等に応じ、他社水準、従業員給与の水準、経営環境等を総合的に勘案して決定されるものとする。

その額は、独立社外取締役を主要な構成員とする独立諮問委員会の答申を踏まえ取締役会で決定する。

c. 業績連動報酬の内容及び額の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、賞与として毎年一定の時期に支給するものとする。

その額は各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて、取締役会で決議した係数等に基づく算定式に基づく算定結果と個人別貢献度等を勘案し、独立諮問委員会の答申を踏まえ取締役会で決定する。

d. 非金銭報酬の決定に関する方針

当面、当社の経営環境等を考慮して非金銭報酬は支給しない。

e. 基本報酬、業績連動報酬の割合

中期経営方針の最終年度（2023年3月期）の連結営業利益の目標値を100%達成した場合における、基本報酬、業績連動報酬の比率の目安は次による。

	基本報酬	業績連動報酬
代表取締役、執行役員を兼任する取締役	65%	35%
社 外 取 締 役	100%	0%

ハ. 監査役の報酬等の額の決定に関する方針

監査役の報酬等は、株主総会決議による授権の範囲内で定められ、その職責に鑑み、月例の固定報酬である基本報酬のみから構成されており、監査役の協議により金額を決定しております。

二. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外 取締役)	228 (13)	178 (13)	50 (一)	—	9 (3)
監査役 (うち社外 監査役)	22 (9)	22 (9)	—	—	3 (2)

(注) 1. 2011年4月22日開催の取締役会において、取締役及び監査役の退職慰労金制度は2011年6月24日開催の第70回定時株主総会の終結の時をもって廃止する旨決議しております。

2. 業績連動報酬等として社外取締役を除く取締役に賞与を支給しております。業績連動報酬の算定の基礎として選定した業績指標の内容、当該業績指標を選定した理由、業績連動報酬等の額の算定方法については、前記「取締役報酬決定に関する基本方針」のとおりです。また、業績連動報酬等の額の算定に用いた連結営業利益は5180百万円でした。

3. 社外取締役の報酬は基本報酬のみから構成されております。

ホ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
立光 武彦	取締役	<p>当事業年度において、取締役会は17回開催され、全て出席しています。</p> <p>取締役会において、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて、市場動向、営業戦略、品質保証に関する質問や意見を適宜述べるなど、妥当かつ適正な意思決定に寄与しています。</p> <p>なお、同氏は、取締役・執行役員の選解任・報酬につき取締役会に答申を行う独立諮問委員会の委員長を務めています。当事業年度において、独立諮問委員会は3回開催され、全て出席することなどにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。</p>
諏訪 頼久	取締役	<p>当事業年度において、取締役会は17回開催され、全て出席しております。</p> <p>取締役会において、主に経営者及び技術者としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて、事業計画、業績、設計、品質保証、原価低減に関する質問や意見を適宜述べるなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行い、妥当かつ適正な意思決定に寄与しています。</p> <p>なお、同氏は、取締役・執行役員の選解任・報酬につき取締役会に答申を行う独立諮問委員会の委員を務めています。当事業年度において、独立諮問委員会は3回開催され、全て出席することなどにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。</p>
吉利 誠	監査役	<p>当事業年度において、取締役会は17回、監査役会は16回開催され、全て出席しています。</p> <p>取締役会と監査役会のいずれにおいても、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて、市場動向、業績に関する質問や意見を適宜述べるなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。</p>
安樂 恒樹	監査役	<p>当事業年度において、取締役会は17回、監査役会は16回開催され、全て出席しています。</p> <p>取締役会と監査役会のいずれにおいても、主に税理士としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて、税務に関する質問や意見を適宜述べるなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っております。</p>

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

(注) 2022年6月22日開催の第81期定時株主総会において、新たに太陽有限責任監査法人が当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった有限責任 あずさ監査法人は退任いたしました。

② 報酬等の額

	支 払 額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	69
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	69

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、当該会計監査人並びに当社財務担当役員及び財務部からの聴取や提出資料をもとに会計監査人の職務内容を検討し、前事業年度の当社の監査報酬、上場企業・同規模企業の監査報酬及び同業他社の監査報酬と比較した結果、妥当な額と判断したためであります。

2. 海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人太陽有限責任監査法人との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、6,960万円又は法令が規定する額のいずれか高い額となります。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営上の重要政策の一つと位置づけ、安定した配当の維持を基本に、業績や財務状況等を勘案して配当の有無及びその額を決定いたします。内部留保の充実と株主各位への配当をバランス良く好循環させ、将来的な収益力の更なる向上に向けて、高付加価値・高品質な商品生産のための研究開発、設備投資を行い、企業体質の強化に有効活用してまいります。

(6) 業務の適正を確保するための体制

① 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議

当社は、2006年5月26日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備（内部統制システムの構築）に関する基本方針を決議しております。また、2008年4月22日開催の取締役会における決議に基づき、反社会的勢力排除に向けた基本方針及び財務報告の信頼性を確保するための体制に関する定めを「1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に追加しております。そして、2015年5月11日開催の取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針の一部を改定する旨決議しました。

詳しくは、次のとおりです。

(内部統制基本方針)

- 1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンス委員会の設置、並びに取締役及び使用人へのコンプライアンス教育の実施等により、法令・定款等の遵守体制の確立と維持・向上を推進する。内部監査室は、コンプライアンスの状況等について監査し、代表取締役社長にその結果を報告する。内部通報制度を構築し、法令違反その他コンプライアンス上疑義のある行為等についての社内情報を吸いあげ、その情報の分析・活用を図る。
 - (2) 反社会的勢力及び団体による不当な要求等に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、関係機関と緊密な連絡を取り、反社会的勢力等との取引関係の排除、その他一切の関係を持たないように努める。
 - (3) 財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制を整備し運用する。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報は文書管理規程に従い、文書または電磁的媒体に記録・保存し管理する。文書管理規程には、文書の管理責任者、保存すべき範囲、保存期間、保存場所等を定める。
 - (2) 取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。

- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理に係る規程を整備し、組織横断的リスク状況の監視並びに全社対応は、リスク管理委員会が行う。
 - (2) 各部門の担当業務に付随するリスクについては、当該部門において個別規程・マニュアルを整備し、それに基づき管理するとともに、研修を実施して管理能力を高める。
 - (3) 内部監査室は、リスク管理委員会と連携し、各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長に報告する。リスクが顕在化した場合は、マニュアル等に基づき、組織的に迅速かつ適正な対応を行い、損害の回避あるいは最小化を図る。

- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 経営の意思決定と実行の迅速化のため、執行役員制度を導入し、執行役員で構成する執行役員会（原則月1回開催）において、取締役会で決議された中期経営方針に基づき事業計画の立案と策定を行い、取締役会で決議された事業計画に基づく事業の進捗管理、並びに将来の事業計画について討議をし、業務執行に関する重要な事項の審議及び決議をする。取締役会での決議事項については、執行役員会で審議まで行い、取締役会に上程する。
 - (2) 取締役会（原則月1回開催）において、執行役員会にて審議された事項の他、法令で定められた事項、及び経営の基本方針をはじめとする重要事項について意思決定を行い、執行役員の担当業務を決定し、そして執行役員の業務執行の状況を監督する。
 - (3) 取締役会及び執行役員会の決定に基づく業務執行については、職務分掌規程、職務権限規程、関係会社管理規程等の各種規程において、各担当業務の責任や役割、職務を定め、また各本部・部門にて部門方針・目標を策定し、責任の明確化と業務の効率化を図る。

- 5 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 関係会社管理規程に従い、当社グループ会社が決定する重要事項の情報の共有化を図るとともに、グループ全体の適正な経営管理体制を構築する。
 - (2) 子会社管理の担当執行役員・担当部署は、関係会社管理規程に基づき、各子会社の管理をし、また各子会社へ業務執行に関する定期的な報告を求める。また執行役員会において、定期的に各子会社の取締役から、業務及び取締役等の職務の執行状況の報告を受ける。
 - (3) リスク管理委員会にて当社グループ全体の横断的なリスク管理を行い、子会社のリスク管理状況も含めたモニタリングを行う。
 - (4) コンプライアンス委員会にて当社グループ会社のコンプライアンス体制を検討・整備し、当社グループ会社へコンプライアンス事項の周知・徹底を図る。また内部通報規程における内部通報制度の範囲をグループ全体とし、内部通報者の保護及び通報者の秘密の確保を図る。更に、各グループ会社にコンプライアンス推進責任者を置く。
 - (5) 監査役及び内部監査室は、当社及びグループ各社の状況の監査を実施する。

- 6 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する体制及び当該使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

監査役がその職務の補助をすべき使用人を必要とした場合は監査役付（使用人）を置くこととし、当該使用人の独立性を確保し、当該使用人に対する指示の実効性を確保するため、その任命・異動等人事に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意を必要とするほか、人事考課は常勤監査役が行うものとする。

- 7 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社及び当社グループの業務または業績に影響を与える事項が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき、または当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人による不正な行為等を発見したとき等には、各社の取締役及び使用人が監査役に速やかに報告する体制を整備する。
 - (2) 内部通報規程における内部通報制度の範囲をグループ全体とし、内部通報者の保護及び通報者の秘密の確保を図ると共に、内部通報窓口担当者は、当社グループの取締役及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。
 - (3) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、執行役員会などの重要な会議に出席する。

- 8 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査役は、代表取締役と定期的に情報・意見交換を実施し、また、内部監査室と緊密な連携を保ち、相互に情報の共有を図り、会社の業務及び財産の状況その他に関する実効性ある監査を実施する。
 - (2) また、監査役は、会計監査人とも緊密な連携を保ち、決算の監査結果について意見・情報交換を行い、厳正かつ効率的な監査を実施する。
 - (3) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署にて審議し、当該請求に係わる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと思われる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 当社は、当社の企業倫理規程に基づきNDKグループCSRガイドラインを制定しており、反社会的勢力を排除し、労働・安全衛生・環境・倫理等の分野において法令等に従った事業活動を行っております。同指針は、RBA (Responsible Business Alliance) が定めたRBA行動指針 (RBA Code of Conduct) 及び各都道府県における暴力団排除条例に準拠した内容となっております。

当事業年度においては、①内部統制研修を実施し、②カーボンニュートラル委員会にてグループ全体の温室効果ガスの総排出量 (Scope1、2、3) を算出しました。

(2) 重要事項の決定に関しましては、社内規程で定められた権限に従い、取締役会又は執行役員会で審議及び決議されるほか、稟議により決裁されております。これらの記録は、取締役会議事録、執行役員会議事録又は稟議書として社内規程に従って保管されております。

(3) 当社の取締役会は、審議時間を十分に確保して運営されております。当社の社外取締役及び社外監査役は、定期的に協議を開いて活発に意見を交換し、取締役会の席上では積極的に意見を表明しており、独立した立場で経営の実効性を高めるための助言を適宜行っております。また、取締役会の下に、独立社外取締役を委員長とし社外役員、社内役員で構成され、取締役・執行役員の選解任・報酬について答申する独立諮問委員会を設置し、取締役・執行役員の選解任・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化しております。

当事業年度において独立諮問委員会は3回開催されました。

(7) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結財政状態計算書

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	40,247	流動負債	11,777
現金及び現金同等物	10,288	借入金	1,281
営業債権	12,863	リース負債	575
棚卸資産	12,830	営業債務その他の未払勘定	8,714
未収法人所得税等	1	デリバティブ負債	48
その他	4,264	引当金	5
非流動資産	23,915	未払法人所得税等	358
有形固定資産	17,503	その他	794
無形資産	336	非流動負債	28,386
持分法で会計処理されている投資	2,840	借入金	23,694
その他の金融資産	1,057	リース負債	1,701
繰延税金資産	1,664	繰延税金負債	20
その他	512	従業員給付	2,154
資産合計	64,162	引当金	551
		政府補助金繰延収益	22
		その他	241
		負債合計	40,163
		資本の部	
		親会社の所有者に帰属する持分	23,998
		資本金	5,596
		資本剰余金	3,368
		その他の資本の構成要素	576
		利益剰余金	14,457
		資本合計	23,998
		負債及び資本合計	64,162

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結包括利益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	52,508
売上原価	36,097
売上総利益	16,410
販売費及び一般管理費	7,722
研究開発費	1,766
その他の営業費用	2,019
その他の営業費用	612
営業利益	8,327
金融収益	38
金融費用	982
持分法による投資損益	△128
持分変動損益	196
税引前当期利益	7,450
法人所得税費用	1,327
当期利益	6,123
その他の包括利益	
純損益に振り替えられることのない項目	
確定給付制度の再測定	38
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	18
振替のない項目に係る法人所得税	5
小計	62
純損益にその後振り替えられる可能性のある項目	
在外営業活動体の換算差額	338
持分法によるその他の包括利益に対する持分相当額	9
小計	348
税引後その他の包括利益	410
当期包括利益	6,533
当期利益の帰属	
親会社の所有者に帰属する当期利益	6,123
当期包括利益の帰属	
親会社の所有者に帰属する包括利益	6,533

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		株式払込剰余金	自 己 株 式	資本剰余金合計
2022年4月1日時点の残高	5,596	8,305	△2,790	5,515
当期包括利益				-
当期利益				-
その他の包括利益				-
確定給付制度の再測定				-
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動				-
在外営業活動体の換算差額				-
持分法によるその他の包括利益に対する持分相当額				-
当期包括利益合計	-	-	-	-
所有者との取引額等				-
剰余金の配当				-
株式の発行	1,398	1,398		1,398
株式発行費用		△31		△31
資本金から資本剰余金への振替	△1,398	1,398		1,398
自己株式の取得			△6,250	△6,250
自己株式の処分		△1,452	2,790	1,337
自己株式の消却		△6,250	6,250	-
所有者との取引額等合計	-	△4,936	2,789	△2,146
2023年3月31日時点の残高	5,596	3,369	△1	3,368

(単位：百万円)

	その他の資本の構成要素				利益剰余金	親会社の 所有者に帰 属する持分 合計	資本合計
	その他の包括利益を 通じて公正価値で 測定する金融資産	在外営業活動 体の換算差額	持分法による その他の包括 利益に対する 持分相当額	その他の資本の 構成要素合計			
2022年4月1日時点の残高	23	178	—	201	8,724	20,037	20,037
当期包括利益							
当期利益				—	6,123	6,123	6,123
その他の包括利益							
確定給付制度の再測定				—	38	38	38
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動	26			26	△2	24	24
在外営業活動体の換算差額		338		338		338	338
持分法によるその他の包括利益に対する持分相当額			9	9		9	9
当期包括利益合計	26	338	9	374	6,158	6,533	6,533
所有者との取引額等							
剰余金の配当				—	△425	△425	△425
株式の発行				—		2,797	2,797
株式発行費用				—		△31	△31
資本金から資本剰余金への振替				—		—	—
自己株式の取得				—		△6,250	△6,250
自己株式の処分				—		1,337	1,337
自己株式の消却				—		—	—
所有者との取引額等合計	—	—	—	—	△425	△2,572	△2,572
2023年3月31日時点の残高	50	516	9	576	14,457	23,998	23,998

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準に準拠して作成しております。

なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、第61条第1号に規定する連結計算書類において表示すべき事項に相当するものを除くその他の事項は記載を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 12社
- ・主要な連結子会社の名称 古川エヌ・デー・ケー(株)、函館エヌ・デー・ケー(株)、
NDK QUARTZ (M) SDN.BHD.、
ASIAN NDK CRYSTAL SDN.BHD.、蘇州日電波電子工業有限公司、
NDK ELECTRONICS (HK) LIMITED、
NDK AMERICA, INC.、NDK EUROPE LTD.

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の状況

- ・持分法を適用した関連会社の数 1社
- ・主要な持分法適用会社の名称 NDK SAW devices(株)

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産及び負債の評価基準及び評価方法

イ. 金融商品

①金融資産

i) 当初認識及び当初測定

当社グループは、営業債権その他の受取勘定を発生時に当初認識しており、その他の金融資産は契約当事者となった取引日に当初認識しております。当初認識時においては、全ての金融資産を公正価値で測定しておりますが、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類されない場合は、当該公正価値に金融資産の取得に直接帰属する取引費用を加算した金額で測定しております。ただし、重大な金融要素を含まない営業債権は、取引価格で測定しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の取引費用は、純損益で認識しております。

ii) 分類及び事後測定

当社グループは、保有する金融資産を以下の区分に分類しております。

a) 償却原価で測定する金融資産

当社グループが保有する金融資産のうち、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

当初認識後は実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却額及び認識が中止された場合の利得または損失は、当期の純損益で認識しております。

b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品

当社グループが保有する金融資産のうち、以下の条件をともに満たす場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

当初認識後は公正価値で測定し、その変動額はその他の包括利益として認識しております。

当該金融資産の認識を中止した場合、その他の包括利益を通じて認識された利得または損失の累計額を純損益に振り替えております。

c) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品

当社グループは、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益で表示するという取消不能な選択をした資本性金融商品につきましては、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

当初認識後は公正価値で測定し、その変動額はその他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識を中止した場合、その他の包括利益を通じて認識された利得または損失の累計額を利益剰余金に直接振り替えております。

なお、当該金融資産からの配当金につきましては純損益として認識しております。

d) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記に分類した金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

当初認識後は公正価値で測定し、その変動額は純損益として認識しております。

iii) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産につきましては、当該金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、連結会計年度の末日ごとに、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しております。

金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失と同額で測定しております。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

但し、重大な金融要素を含んでいない営業債権等につきましては、常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

当該測定に係る金額は、純損益として認識しております。減損損失認識後に減損損失を減額する場合は、減損損失の減少額を純損益として戻し入れております。

iv) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値を実質的に移転した場合に、認識を中止しております。

②金融負債

当社グループは、全ての金融負債を契約の当事者となった取引日に当初認識しております。当該金融負債は、デリバティブを除き当初認識時に公正価値から発行に直接起因する取引費用を控除して測定しており、当初認識後は、実効金利法による償却原価で測定しております。

当社グループでは、義務を履行した場合、もしくは契約上の義務が免責、取消または失効となった場合に金融負債の認識を中止しております。

③金融資産及び金融負債の相殺

金融資産及び金融負債は、認識された金額を相殺する法的強制力のある権利を有しており、かつ、純額で決済するか、資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合には、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

④デリバティブ金融商品及びヘッジ会計

i) デリバティブ

当社グループは、為替変動リスクをヘッジするために為替予約、通貨スワップを、金利変動リスクをヘッジするために金利スワップを利用しております。デリバティブは契約が締結された日の公正価値で当初認識しております。当初認識後は、期末日の公正価値で測定しております。デリバティブの公正価値の変動額は、ヘッジ手段として指定していない、またはヘッジが有効でない場合は、直ちに純損益で認識しております。

ii) ヘッジ会計

当社グループは、金利スワップについてヘッジ手段として指定し、キャッシュ・フロー・ヘッジとして会計処理しております。

当社グループでは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用するヘッジ手段とヘッジ対象についてのリスク管理目的及び戦略について文書化しております。また、ヘッジの効果について、ヘッジ開始時と

ともに、その後も継続的に評価を実施しております。

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定され、かつ、その要件を満たすデリバティブの公正価値の変動の有効部分はその他の包括利益で認識し、その他の資本の構成要素に累積しております。その他の資本の構成要素に認識されたヘッジ手段にかかる金額は、ヘッジ対象が純損益に与える期間に、純損益に振り替えております。

ロ. 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積もっております。のれん及び耐用年数を確定できない又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎期同じ時期に見積もっております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した割引率を用いて現在価値に割引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を見積もっております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに関連する減損損失の戻入は行っておりません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻し入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻し入れております。

ハ. 棚卸資産

棚卸資産は、原価と正味実現可能価額のいずれか低い額により評価しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。原価は、主に原材料に関しては移動平均法、製品・半製品・仕掛品に関しては先入先出法に基づいて算定しており、購入原価、加工費並びに現在の場所及び状態に至るまでに要した全ての費用を含んでおります。加工費には、固定及び変動の製造間接費の適切な配賦額も含めております。

二. 従業員給付

確定給付制度の債務額は、当期及び前期以前の勤務の対価として従業員が獲得した将来の給付の見積額を現在価値に割り引いた額から、制度資産の公正価値を差し引いた額であります。割引率は、期末日現在の、満期までの期間が確定給付制度債務と近似する優良社債の利回りを使用しております。計算は、予測単位積増方式により、資格を持つ年金数理人が行っております。確定給付制度の債務額の純額の再測定により生じる調整額は、その他の包括利益として即時に認識し、利益剰余金に振り替えております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法等

イ. 有形固定資産

①所有資産

有形固定資産は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。取得原価には、資産の取得に直接付随する支出と、解体、除去並びに設置していた場所の原状回復費用及び適格資産の取得、建設又は生産に直接起因する借入費用が含まれております。

②取得後の支出

有形固定資産の一部を交換するために要する費用は、当該部分に伴う将来の経済的便益がもたらされることが予想され、当該費用を信頼をもって算定できる場合はその帳簿価額で認識し、交換された部分の帳簿価額については認識を中止しております。日常的に行う有形固定資産の保守費用は、発生時に費用処理しております。

③減価償却費

使用可能となった日から減価償却を行い、下記の見積耐用年数にわたって定額法により費用計上しております。

- | | |
|------------|-------|
| ・建物及び構築物 | 3～50年 |
| ・機械装置及び運搬具 | 2～15年 |
| ・工具器具及び備品 | 2～20年 |

土地及び建設仮勘定については減価償却を行っておりません。償却方法、耐用年数及び残存価額は毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

ロ. 無形資産

①のれん

のれんは、当社グループが取得した持分の取得原価が、識別可能な取得資産負債の公正価値の純額を上回る場合の超過額を示しております。のれんは減損損失累計額を控除した取得原価で測定しております。のれんの償却は行わず、每期減損テストを行い、該当する場合は減損損失を計上しております。なお、のれんの減損の戻入は行っておりません。

②その他の無形資産

その他の無形資産は、耐用年数が確定できないものを除き取得価額から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

その他の無形資産には、主としてソフトウェアや特許権が含まれております。

③研究開発

新しい科学的又は技術的な知識や理解を得るために行われる研究活動に対する支出は、発生時に費用処理しております。開発活動に対する支出については、開発費用が信頼性をもって測定でき、技術的かつ商業的に実現可能で、将来的に経済的便益をもたらす可能性が高く、開発を完了し、それを使用又は販売する意図及びそのための十分な資源を当社グループが有している場合は資産計上を行い、それ以外は発生時に費用処理しております。

④事後的な支出

無形資産の事後的な支出は、その支出が関連する特定の資産に対する将来の経済的便益を増加させる場合にのみ資産計上しております。それ以外の支出は、発生時に費用処理しております。

⑤償却額

のれん以外の無形資産は、耐用年数が確定できないものを除き使用可能となった日から償却を行い、下記の見積耐用年数にわたって定額法により費用計上しております。償却方法、耐用年数及び残存価額は毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

・ソフトウェア	3～5年
・特許権	12年

(3) リース

当社グループは、IFRS第16号に基づき、契約の開始時に当該契約にリースが含まれているか否かを判断しております。

イ. リース負債

リース取引におけるリース負債は、リース開始日におけるリース料総額の未決済分をリースの計算利率又は計算利率を容易に算定できない場合には当社グループの追加借入利率で割り引いた現在価値で測定しております。リース負債の測定に際しては、リース要素とこれに関連する非リース要素は分離せず、単一のリース構成要素として認識することを選択しております。リース負債は、リース負債に係る金利を反映するように帳簿価額を増額し、支払われたリース料を反映するように帳簿価額を減額することにより事後測定しております。

ロ. 使用権資産

使用権資産については、リース負債の当初測定額から当初直接コスト、前払リース料等を調整した取得原価で測定し、リース期間又は使用権資産の耐用年数のいずれか短い方の期間に渡り定額法により減価償却を行っております。

ハ. 短期リース及び少額資産リース

当社グループは、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び少額資産リースについて、IFRS第16号の免除規定を適用し、使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しております。これらのリースに係るリース料をリース期間に渡り定額法により費用として認識しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象から生じた法的又は推定的債務で、当該債務を決済するために経済的便益が流出する可能性が高く、当該債務について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間的価

値及び必要に応じてその負債に特有のリスクを反映させた割引率で割り引いた期待将来キャッシュ・フローにより、引当金の額を算出しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しております。

イ. 資産除去債務

賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所の原状回復費用見込額について、資産除去債務を計上しております。

ロ. 和解費用引当金

当社製品に起因する顧客の損害等に対する当社負担見積額を計上しております。

(5) 収益認識

当社グループは、IFRS第15号を適用したことにより、以下の5つのステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループの事業内容は、水晶振動子、水晶機器等の水晶デバイス、応用機器、人工水晶及び水晶等の水晶関連製品の一貫製造とその販売であり、当事業で計上する収益を、顧客との契約に従い売上高として計上しております。

当社グループの製品の販売は、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品等を控除した金額で測定しております。

製品の販売契約における対価は、顧客へ製品を引き渡した時点から主として1年以内に受領しております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

イ. 外貨建取引

外貨による取引は、取引日の為替レートで各グループ会社の機能通貨に換算しております。外貨建金銭債権債務は期末日の為替レートで機能通貨に換算し、換算差額は純損益として認識しております。取得原価で測定された外貨建の非金銭債権債務は取引日の為替レートで、公正価値で測定された外貨建の非金銭債権債務はその公正価値が測定された日の為替レートで機能通貨に換算しております。

ロ. 在外営業活動体の財務諸表

機能通貨が日本円以外である在外営業活動体の資産及び負債は期末日の為替レートで円貨に換算し、収益及び費用は為替レートが著しく変動している場合を除き、平均レートで円貨に換算しております。換算により生じた差額は、在外営業活動体の換算損益として、その他の包括利益で認識しております。

5. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は「4.会計方針に関する事項(5)収益認識」に記載のとおりであります。

6. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度 (百万円)
繰延税金資産の金額	1,664

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金が、将来の課税所得の見積額及び将来加算一時差異の解消見込額と相殺され、税負担額を軽減することができると認められる範囲内で計上しております。

繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得、タックス・プランニング及び将来加算一時差異の解消スケジュール等に基づき判断しております。また、将来の課税所得の見積りは、経営環境等の外部要因に関する情報や内部情報を考慮して見積りを行っております。

課税所得が生じる時期及び金額は、事業計画や経営環境の悪化等によって影響を受ける可能性があり、見積りの前提に大きな変化が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類の損益に重要な影響を及ぼす可能性があります。

7. 未適用の新基準及び解釈指針

国際会計基準審議会が発行している基準書、解釈指針及び既存の基準書の改訂のうち、まだ適用が強制されておらず、当社グループで早期適用していない基準書等において、単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金の会計処理を明確にするIAS第12号(法人所得税)を除き、当社グループの連結計算書類に重要な影響を及ぼすものではありません。

IAS第12号の強制適用時期は2023年1月1日以降に開始する事業年度であり、当社グループにおいては2023年4月1日に開始される連結会計年度より適用されます。なお、本基準の改訂による当社グループの連結計算書類への影響額については、算定中であります。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 資産から直接控除した貸倒引当額
- | | |
|------|-------|
| 営業債権 | 38百万円 |
|------|-------|
2. 有形固定資産の減価償却累計額
- | | |
|--|-----------|
| | 58,283百万円 |
|--|-----------|
3. 当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。
- | | |
|-----------------------|----------|
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 | 5,000百万円 |
| 借入実行残高 | －百万円 |
| (差引) 借入未実行残高 | 5,000百万円 |
4. 財務制限条項
- 当社は、2022年3月25日付で取引銀行によるシンジケートローン契約（契約総額25,800百万円）を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。

- ・各年度の決算期及び第2四半期の末日における連結財政状態計算書における資本合計金額を前年同期比75%以上かつ140億円以上に維持する。
- ・各年度の決算期における連結包括利益計算書に示される営業損益（日本基準）が損失とならないようにする。
- ・各年度の決算期における固定費率（連結）を45%以下に維持する。なお、ここでいう「固定費率（連結）」とは、連結包括利益計算書における労務費（売上原価）、減価償却費（売上原価）、販売費、一般管理費（除く発送費）及び研究開発費の合計金額を売上高で除して得られる百分率で表される数値をいふ。

(連結包括利益計算書に関する注記)

その他の営業収益及び営業費用については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	金額
設備賃貸料収入 (注) 1	27
政府補助金 (注) 2	107
和解費用引当金戻入益 (注) 3	86
受取保険金 (注) 4	1,501
その他の収益	296
その他の営業収益 計	2,019
固定資産処分損	28
減損損失	19
休止固定資産減価償却費	53
和解費用	56
災害による損失 (注) 5	370
その他の費用	84
その他の営業費用 計	612

(注) 1. 子会社が所有する建物の一部を賃貸しております。

2. 国又は地方公共団体から受領した従業員の雇用及び設備投資の実施に係る補助金を、関連する費用を認識する期間にわたり政府補助金として認識しております。

3. 当社製品に起因する顧客の損害に対する当社負担見積額に対して和解費用引当金を計上しております。一部の和解費用引当金については、金額が確定したことにより、見積金額との差額を和解費用引当金戻入益として認識しております。

4. 2021年12月に発生したマレーシア豪雨によるAsian NDK Crystal SDN.BHD.及びNDK Quartz (M) SDN.BHD.の工場浸水による在庫及び装置等の被害に対して受領した保険金であります。

5. 2021年12月に発生したマレーシア豪雨によるAsian NDK Crystal SDN.BHD.及びNDK Quartz (M) SDN.BHD.の工場浸水による在庫の評価損及び装置等の復旧費用であります。

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式

23,128,605株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の総額 (百万円)	1株あたり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	98	5.00	2022年3月31日	2022年6月29日
同上	A種種類株式	96	19,283.7464	同上	同上
2022年11月8日 取締役会	普通株式	231	10.00	2022年9月30日	2022年12月12日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2023年6月27日開催予定の第82回定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

株式の種類	配当の原資	配当の総額 (百万円)	1株あたり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通株式	利益剰余金	231	10.00	2023年3月31日	2023年6月28日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループの通常の営業過程において、信用リスク、流動性リスク、金利リスク及び為替リスクが発生しております。

(1) 信用リスク

信用リスクとは、顧客又は金融商品の取引相手が契約上の義務を果たすことができなかった場合に当社グループが負う財務上の損失リスクです。

経営者はリスク管理方針に基づき、信用リスクにさらされている金融資産を継続的に監視するとともに、一定額以上の与信を必要とする顧客について外部信用調査会社のレポート等を参考に信用評価を行っております。当連結会計年度末時点において、当社グループは、顧客に対して金融資産に対する担保は要求しておりません。

現金及び現金同等物、デリバティブ金融商品等の金融取引は、信用度の高い金融機関とのみ行っており、信用リスクはほとんどないと判断しております。営業債権以外の償却原価により測定する金融資産について

は、12ヶ月以内に生じる予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を測定しておりますが、過去の実績率や将来の経済状況等を勘案し、金額的に重要性がないと見込まれるため貸倒引当金を計上していません。

なお、当連結会計年度末時点において、重要な信用リスクの発生はありません。

デリバティブ金融商品を含む金融資産の信用リスクの最大エクスポージャーは、それぞれ帳簿価額として連結財政状態計算書に表示しております。

当社グループは、営業債権等の償却原価で測定する金融資産について、回収可能性や信用リスクの著しい増大等を考慮のうえ、将来の予想信用損失を測定し、貸倒引当金を計上しております。ただし、当社グループが保有する全ての営業債権については、重大な金融要素を含んでいないため、信用リスクの著しい増大を考慮せず、常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。営業債権は、法人顧客に関する債権であり、信用リスクの特性がほぼ同質的であることから全体を一つのグループとして設定し、過去の貸倒実績率に将来の状況を加味した引当率を利用し、貸倒引当金を集散的に計上しております。

また、当社グループは、営業債権等について、以下の状況となった場合に債務不履行とみなしております。

- ・取引先の深刻な財政困難
- ・取引先が破産やその他財政再建が必要な状態に陥る可能性増加

債務不履行となった場合には信用減損金融資産としており、個別債権ごとに過去の信用損失の実績及び将来の回収可能見込額等を加味し、個別で評価しております。

営業債権に対する引当額は、受け取るべき金額を回収することが不可能であることを確信するまでの過程で使用しており、回収不能であると判断した際に、当該金融資産の総額の帳簿価額を直接償却しております。

(2) 流動性リスク

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するにあたり困難に直面するリスクですが、当社グループは、適切な返済資金を準備するとともに、継続的にキャッシュ・フローの計画と実績をモニタリングすることで管理しており、更に金融機関より随時利用可能な信用枠を確保しているため、このようなリスクは少ないと考えております。また、金融資産及び金融負債の満期分析も定期的に更新しております。

(3) 金利リスク

当社は、グループ会社の資金調達について統制及び監視を行っており、借入額及び借入の諸条件について当社の承認を得ずに契約を締結することを禁じております。当社は固定金利か変動金利かを選択する際、契約締結時及び将来の経済状況について十分に考慮しており、更に契約締結後もその有効性を継続的に検証しております。また、当社は金利の変動によるキャッシュ・フローの変動の影響を回避する目的で、金利スワップを利用することがあります。

(4) 為替リスク

当社グループは、円貨以外の通貨の売上に対して為替リスクを有しており、このリスクは主に米ドルから生じております。なお、当社グループは外貨で認識された全ての営業債権のうち、少なくとも80%については先物為替予約による為替リスクヘッジを行っており、そのほとんどは4ヶ月以内に期日が到来するものです。また、その他の外貨建金融資産及び金融負債に関しても、短期的な貸借不均衡を是正するために、必要に応じスポット・レートによる外貨の売買を通じて、為替リスクの許容範囲を超えないように管理しております。外貨建金融資産及び金融負債に対するリスクヘッジのために先物為替予約又は通貨スワップを利用した場合の公正価値の変動、及び外貨建金融資産及び金融負債から生じる為替差損益は、いずれも連結包括利益計算書の金融収益及び金融費用で認識しております。

2. 金融商品の公正価値に関する事項

(公正価値及び帳簿価額)

当連結会計年度末における金融資産及び金融負債の公正価値及び連結財政状態計算書上の帳簿価額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
公正価値で測定する資産		
その他の金融資産	822	822
償却原価で測定する資産		
現金及び現金同等物	10,288	10,288
営業債権その他の受取勘定	13,218	13,218
その他の金融資産	235	235
公正価値で測定する負債		
デリバティブ負債	48	48
償却原価で測定する負債		
営業債務その他の未払勘定等	8,937	8,937
借入金	24,975	25,318

公正価値の算定方法は次のとおりであります。

(1) 公正価値で測定するその他の金融資産

これらは主に市場価格で公正価値を測定しております。

(2) デリバティブ資産及びデリバティブ負債

これらは金融機関による時価に基づいて公正価値を測定しております。

(3) 償却原価で測定する資産、営業債務その他の未払勘定等

これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は公正価値に近似しており、当該帳簿価額を公正価値としております。

(4) 借入金

長期借入金の公正価値は、類似する負債の現在の借入金利を用いた割引後の将来キャッシュ・フローに基づいており、レベル2に分類されます。

(公正価値ヒエラルキー)

当社グループは、公正価値で測定する金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルで開示しております。

レベル1－活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格

レベル2－レベル1に属さない、直接又は間接に観察可能なインプット

レベル3－観察可能な市場データによる裏付がない観察不能なインプット

当社グループは、各レベル間の振替を連結会計年度末日において認識しております。

連結会計年度末時点における、経常的に公正価値により評価される金融資産及び金融負債の内容は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
投資信託	65	－	－	65
ゴルフ会員権	－	108	－	108
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
株式	393	－	247	640
ゴルフ会員権	－	7	－	7
資産合計	458	116	247	822
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	－	48	－	48
負債合計	－	48	－	48

(注) レベル1、レベル2及びレベル3の間の振替はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分	1,037円66銭
2. 基本的1株当たり当期利益	266円16銭

(固定資産の減損に関する注記)

有形固定資産

当社グループは、会社別・事業所別に、他の資産又は資産グループからのキャッシュ・インフローとは概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位(資金生成単位)を基礎としてグルーピングを行っております。将来の活用が見込まれていない遊休資産は、個々の資産単位をグループとしております。

当連結会計年度においては、将来の活用が見込まれない古川エヌ・デー・ケー(株)及び狭山事業所の休止設備について減損損失を計上いたしました。

なお減損損失は、連結包括利益計算書の「その他の営業費用」に計上しております。

減損損失を計上した有形固定資産は次のとおりであります。

(単位：百万円)

場所	内訳	種類	金額
古川エヌ・デー・ケー(株) (宮城県大崎市)	遊休資産	建設仮勘定	14
狭山事業所 (埼玉県狭山市)	遊休資産	機械装置	3
合計			18

当該資産グループの回収可能価額は処分コスト控除後の公正価値により測定しております。処分コスト控除後の公正価値は、処分価額から処分に要する費用を控除した額をもって算定しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	29,977	流動負債	12,025
現金及び預金	7,200	買掛金	5,387
受取手形	23	短期借入金	1,700
電子記録債権	763	1年内返済予定の長期借入金	1,261
売掛金	12,026	未払金	1,408
商品及び製品	2,845	未払費用	1,833
仕掛品	816	未払法人税等	47
原材料及び貯蔵品	1,009	未払法引当金	5
関係会社短期貸付金	1,154	和解費用引当金	82
未収入金	187	役員賞与引当金	299
未収消費税等	1,954	その他	299
その他の	1,995	固定負債	26,087
固定資産	23,382	長期借入金	23,276
有形固定資産	7,954	退職給付引当金	1,810
建物	2,438	和解費用引当金	179
機械及び装置	3,433	資産除去債務	285
土地	1,163	その他	534
その他の	918	負債合計	38,113
無形固定資産	270	純資産の部	
ソフトウェア	69	株主資本	15,158
その他の	200	資本金	5,596
投資その他の資産	15,158	資本剰余金	2,760
投資有価証券	565	その他資本剰余金	2,760
関係会社株式	9,209	利益剰余金	6,802
関係会社出資金	2,190	利益準備金	42
繰延税金資産	717	その他利益剰余金	6,759
敷金	90	繰越利益剰余金	6,759
関係会社長期貸付金	2,136	自己株式	△0
その他の	249	評価・換算差額等	89
資産合計	53,360	その他有価証券評価差額金	89
		純資産合計	15,247
		負債・純資産合計	53,360

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書
 (2022年4月1日から
 2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	45,043
売上原価	36,770
販売費及び一般管理費	8,272
営業外収益	5,821
営業外費用	2,450
受取利息及び配当金	861
受取利息及び配当料	661
受取利息及び配当金他	157
営業外費用	1,680
支払利息	293
貸与資産減価償却費	460
休止固定資産減価償却費	50
貸与資産固定資産税	37
為替差損	312
その他	208
経常利益	1,363
特別利益	2,768
固定資産売却益	4
補助金収入	43
関係会社事業損失引当金戻入益	40
和解費用引当金戻入益	82
投資有価証券売却益	0
特別損失	171
固定資産処分損失	13
減損損失	5
和解費用	56
投資有価証券評価損	1
税引前当期純利益	76
法人税、住民税及び事業税	2,862
法人税、住民税等調整額	195
当期純利益	324
	2,342

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	5,596	—	7,665	7,665	—	4,885	4,885
事業年度中の変動額							
新 株 の 発 行	1,398	1,398		1,398			
資本金から剰余金への振替	△1,398		1,398	1,398			
準備金から剰余金への振替		△1,398	1,398				
剰 余 金 の 配 当					42	△468	△425
当 期 純 利 益						2,342	2,342
自己株式の取得							
自己株式の消却			△6,250	△6,250			
自己株式の処分			△1,452	△1,452			
<small>株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)</small>							
事業年度中の変動額合計	—	—	△4,905	△4,905	42	1,874	1,916
当 期 末 残 高	5,596	—	2,760	2,760	42	6,759	6,802

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 の 合 計	
当 期 首 残 高	△2,790	15,356	61	61	15,418
事業年度中の変動額					
新 株 の 発 行		2,797			2,797
資本金から剰余金への振替					
準備金から剰余金への振替					
剰 余 金 の 配 当		△425			△425
当 期 純 利 益		2,342			2,342
自己株式の取得	△6,250	△6,250			△6,250
自己株式の消却	6,250				
自己株式の処分	2,789	1,337			1,337
<small>株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)</small>			27	27	27
事業年度中の変動額合計	2,789	△198	27	27	△171
当 期 末 残 高	△0	15,158	89	89	15,247

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引により生じる債権債務の評価基準及び評価方法

…時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

① 商品、製品、半製品及び仕掛品……………先入先出法

② 原材料……………移動平均法

③ 貯蔵品……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）…定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……………3～47年

機械及び装置……………2～8年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア…社内における利用可能期間
(3～5年)

特許権……………12年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

…リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、当事業年度に対応する支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。過去勤務費用は、発生した事業年度において全額を費用処理しております。

(4) 和解費用引当金

当社製品に起因する顧客の損害等に対する当社負担見積額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社製品の販売は、製品を顧客に引き渡した時点で、顧客に製品の法的所有権、物理的占有、製品の所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リバート及び返品等を控除した金額で測定しております。

5. 会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、当該変更による計算書類に与える影響はありません。

6. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度 (百万円)
繰延税金資産の金額	717

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結注記表「6. 会計上の見積りに関する注記 繰延税金資産の回収可能性」に記載した内容と同一であります。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

- | | |
|--|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 28,582百万円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く） | |
| (1) 短期金銭債権 | 9,892百万円 |
| (2) 短期金銭債務 | 6,011百万円 |
| 3. 取締役、監査役に対する長期金銭債務 | 223百万円 |
| 4. 当社及び連結子会社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。 | |
| 貸出コミットメントの総額 | 5,000百万円 |
| 借入実行残高 | －百万円 |
| (差引) 借入未実行残高 | 5,000百万円 |
| 5. 財務制限条項 | |
| 当社は、2022年3月25日付で取引銀行によるシンジケートローン契約（契約総額25,800百万円）を締結しております。この契約には、以下の財務制限条項が付されております。 | |

- ・各年度の決算期及び第2四半期の末日における連結財政状態計算書における資本合計金額を前年同期比75%以上かつ140億円以上に維持する。
- ・各年度の決算期における連結包括利益計算書に示される営業損益（日本基準）が損失とならないようにする。
- ・各年度の決算期における固定費率（連結）を45%以下に維持する。なお、ここでいう「固定費率（連結）」とは、連結包括利益計算書における労務費（売上原価）、減価償却費（売上原価）、販売費、一般管理費（除く発送費）及び研究開発費の合計金額を売上高で除して得られる百分率で表される数値をいう。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) 営業取引による取引高 | |
| ① 売上高 | 33,869百万円 |
| ② 仕入高 | 30,593百万円 |
| (2) 営業取引以外の取引による取引高 | 1,809百万円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,133,805株	487株	1,133,700株	592株
A種種類株式	0株	5,000株	5,000株	0株

(変動事由の概要)

普通株式の増加株式数の主な要因は、単元未満株式の買取請求によるものであり、減少株式数は2022年3月29日に開催された取締役会で決定した通り、保有自己株式を処分したものであります。

A種種類株式は2022年3月29日開催の取締役会で決定したとおり、同年5月26日付けで全株式を現金にて取得及び消却したものであります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払賞与	216百万円
棚卸資産評価損	260百万円
和解費用否認	56百万円
退職給付引当金	552百万円
減価償却超過額	121百万円
減損損失	434百万円
非適格分割型分割に伴う譲渡益	306百万円
みなし配当加算	570百万円
子会社株式評価損否認	1,484百万円
繰越欠損金	4,109百万円
その他	230百万円
繰延税金資産小計	8,343百万円
評価性引当金	7,585百万円
繰延税金資産合計	757百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	40百万円
繰延税金負債合計	40百万円
繰延税金資産の純額	717百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.5%
(調整)	
寄付金その他損金不算入項目	4.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△7.1%
繰越欠損金の当期末期限切れ	6.3%
子会社清算損	4.1%
子会社清算に伴う欠損金の引継ぎ	△7.6%
評価性引当額の増減	△9.7%
住民税均等割額	0.4%
試験研究費等税額控除	△3.2%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.1%

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	NDK AMERICA, INC.	間接100%	有1名	当社製品の販売	製品の販売	5,729	売掛金	863
子会社	NDK HOLDINGS USA, INC.	直接100%	有1名	配当金の受取	受取配当金	400	—	—
子会社	NDK ELECTRONICS (HK) LIMITED	直接100%	無	当社製品の販売	製品の販売	10,528	売掛金	3,205
子会社	NDK EUROPE LTD.	直接99.9% 間接 0.0%	有1名	当社製品の販売	製品の販売	12,083	売掛金	3,609
					受取配当金	299	—	—
子会社	ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD.	直接100%	有1名	当社製品の製造及び販売、資金の貸付	製品の販売	2,884	売掛金	885
					資金の回収	1,101	関係会社短期貸付金	734
					商品の購入	3,681	買掛金	84
子会社	蘇州日電波電子工業有限公司	直接100%	無	当社製品の製造及び販売	材料、製品の購入	9,243	買掛金	663
					資金の回収	560	関係会社長期貸付金	2,136
子会社	函館エヌ・デー・ケー(株)	直接100%	有2名	当社製品の製造	設備の賃貸	543	未収入金	62
					材料、製品の購入	8,449	買掛金	939
					資金の借入	1,200	関係会社短期借入金	1,700
子会社	古川エヌ・デー・ケー(株)	直接100%	有2名	当社製品の製造	材料、製品の購入	7,818	買掛金	2,337
関連会社	NDK SAW devices(株)	直接42%	有1名	当社製品の製造及び販売	材料、製品の購入	1,224	立替金	733

(注) 1. 取引価格については、市場価格に基づき交渉のうえ決定しております。

2. 資金の貸付については、市場金利を勘案し合理的に利率を決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額

659円27銭

2. 1株当たり当期純利益

101円83銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

日本電波工業株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石原 鉄也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小野 潤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本電波工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、日本電波工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類等に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

日本電波工業株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石原 鉄也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小野 潤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本電波工業株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第82期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明致しました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人太陽有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月18日

日本電波工業株式会社 監査役会

常勤監査役 坂入 夏彦 ㊟

監査役 吉利 誠 ㊟

監査役 安樂 恒樹 ㊟

(注) 監査役吉利誠及び監査役安樂恒樹は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

住所：東京都渋谷区笹塚一丁目47番1号 メルクマール京王笹塚6階

TEL：03-5453-6711

交通：京王線・京王新線笹塚駅から徒歩1分

※ 駐車場及び駐輪場はご用意しておりませんので、公共交通機関のご利用をお願いいたします。

入口：当ビルのオフィスエントランス（2階）からエレベーターで6階にお上がりください。

笹塚駅改札を出て甲州街道とは逆の方向に向かいますと当ビルがございます。当ビルを右手に見ながら笹塚ショッピングモール21の方向へ進んでいただきますと右手にエスカレーターがございますので、このエスカレーターで2階に上がり、オフィスエントランス内のエレベーターをご利用のうえ6階にお越しくください。1階の商業エントランスの入口は10時まで開きませんのでご注意ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。